

(1) 市町村数の推移(地方自治法施行後)

年月日	市	町	村	計	備 考
昭 22. 5. 3	6	34	198	238	(地方自治法施行)
23. 4. 1	6	35	197	238	宇摩郡金生村を金生町とする。
23.11. 3	6	35	198	239	南宇和郡内海村の一部をもって南内海村を設置。
25.10. 1	6	35	199	240	宇摩郡三島町のうち旧松柏村の区域をもって松柏村を設置。
26. 1. 1	6	35	200	241	喜多郡肱川村のうち旧河辺村の区域をもって喜多郡河辺村を設置。
26. 4. 1	6	35	198	239	温泉郡北条町、難波村、正岡村を廃し新たに北条町を設置。
27. 4. 1	6	36	197	239	南宇和郡東外海村を東外海町とする。
27. 6. 1	6	37	196	239	宇摩郡寒川村を寒川町とする。
27. 8. 1	6	39	194	239	温泉郡東中島村を東中島町とし、その名称を変更し、中島町とする。 越智郡宮窪村を宮窪町とする。
27. 9. 1	6	39	193	238	南宇和郡城辺町、緑僧都村を廃し、その区域をもって、城辺町を設置。
27.10. 1	6	40	192	238	南宇和郡西外海村を西海町とする。
28. 1. 1	6	41	191	238	越智郡弓削村を弓削町とする。
28. 5. 3	6	41	187	234	新居郡垣生村、大島村、多喜浜村、神郷村を廃し、その区域を新居浜市に編入。
29. 2. 1	6	41	186	233	温泉郡興居島村を廃し、その区域を松山市に編入。
29. 3.31	6	41	163	210	越智郡鴨部村、龍岡村、鈍川村、九和村を廃し、その区域をもって、玉川村を設置。 東宇和郡多田村、中川村、石城村、宇和町、田之筋村、下宇和村を廃し、その区域をもって、宇和町を設置。 越智郡津倉村、亀山村、渦浦村、大山村を廃し、津倉村、亀山村、渦浦村の区域及び大山村の区域のうち大字田浦、泊、福田の区域をもって吉海町を設置。 越智郡大山村を廃し、その区域のうち大字余所国及び早川の区域を宮窪町に編入。 東宇和郡遊子川村、土居村、高川村、魚成村を廃し、その区域をもって黒瀬川村を設置。 宇摩郡二名村を廃し、その区域を川之江町に編入。 宇摩郡上山村、新立村を廃し、その区域をもって新宮村を設置。 宇摩郡長津村、小富士村、蕪崎村、天満村、土居村、関川村を廃し、その区域をもって土居町を設置。
29. 9. 1	7	41	151	199	喜多郡大洲町、平野村、南久米村、菅田村、大川村、柳沢村、新谷村、三善村、栗津村、上須戒村を廃し、その区域をもって大洲市を設置。 喜多郡五十崎町、天神村、御祓村を廃し、その区域をもって五十崎町を設置。
29.10. 1	7	41	150	198	温泉郡余土村を廃し、その区域を松山市に編入。
29.10.10	7	42	147	196	北宇和郡成妙村、三間村、二名村を廃し、その区域をもって三間町を設置。
29.11. 1	9	37	140	186	宇摩郡松柏村、三島町、寒川町、豊岡村、富郷村、金砂村を廃し、その区域をもって伊予三島市を設置。 宇摩郡川之江町、金生町、上分町、妻鳥村、金田村、川滝村を廃し、その区域をもって川之江市を設置。
30. 1. 1	10	37	117	164	西宇和郡三瓶町、三島村、二木生村、双岩村(大字和泉、布喜川丙1番地から551番地まで、乙1番地から300番地の第4まで)を廃し、その区域をもって、新たに三瓶町を設置。 周桑郡周布村、吉井村、壬生川町、国安村、吉岡村を廃し、その区域をもって壬生川町を設置。 喜多郡内子町、大瀬村、五城村、立川村、満穂村を廃し、その区域をもって内子町を設置。 喜多郡長浜町、喜多灘村、櫛生村、出海村、大和村、白滝村を廃し、その区域をもって長浜町を設置。 周桑郡三芳村、楠河村、庄内村を廃し、その区域をもって三芳町を設置。 越智郡伯方町、西伯方村を廃し、その区域をもって伯方町を設置。 伊予郡南山崎村、北山崎村、郡中町、南伊予村を廃し、その区域をもって伊予市を設置。

年月日	市	町	村	計	備 考
30. 2. 1	10	35	108	153	伊予郡中山町及び佐礼谷村を廃し、その区域をもって中山町を設置。 西宇和郡双岩村（大字和泉及び大字布喜川丙1番地から551番地まで、乙1番地から300番地の第4までの区域を除く。）、真穴村、川上村及び日土村を廃し、その区域を八幡浜市に編入。 越智郡富田村、桜井町、清水村、日高村、波止浜町及び乃万村を廃し、その区域を今治市に編入。
30. 2.11	10	35	98	143	北宇和郡清満村、御楨村、岩松町、畑地村、下灘村及び北灘村を廃し、その区域をもって津島町を設置。 東宇和郡野村町、溪筋村、中筋村、惣川村、貝吹村（大字中通り、同鎌田、同栗木、同西1号、2号及び4号の内1番地から470番地までの区域）及び横林村（大字坂石、同予子林5番耕地から9番耕地まで、戊、巳、庚、辛及び壬の区域）を廃し、その区域をもって野村町を設置。
30. 3. 1	10	35	94	139	北宇和郡吉田町、奥南町、喜佐方村、立間村及び東宇和郡玉津村を廃し、その区域と北宇和郡高光村4番耕地1番地から同1,278番地の5及び丁1番地から同874番地までの区域をもって吉田町を設置し、北宇和郡の所属とする。
30. 3.21	10	35	93	138	東宇和郡依津村及び狩江村を廃し、その区域をもって豊海村を設置。
30. 3.30	10	35	92	137	越智郡瀬戸崎村及び盛口村を廃し、その区域をもって上浦村を設置。
30. 3.31	10	39	59	108	西宇和郡喜須来村、川之石町、宮内村及び磯津村を廃し、その区域をもって保内町を設置。 上浮穴郡参川村、小田町村及び田渡村を廃し、その区域をもって小田町を設置。 伊予郡砥部町及び原町村を廃し、その区域をもって砥部町を設置。 伊予郡松前町、北伊予村及び岡田村を廃し、その区域をもって松前町を設置。 温泉郡浅海村、立岩村、河野村、栗井村及び北条町を廃し、その区域をもって北条町を設置。 越智郡鏡村及び宮浦村を廃し、その区域をもって大三島町を設置。 上浮穴郡仕七川村、弘形村及び中津村を廃し、仕七川村、弘形村の区域及び中津村の区域のうち大字黒藤川、同沢渡の区域をもって美川村を設置し、中津村区域のうち大字中津の区域を柳谷村に編入。 西宇和郡伊方村及び町見村を廃し、その区域をもって伊方町を設置。 伊予郡上灘町及び下灘村を廃し、その区域をもって双海町を設置。 北宇和郡高光村及び三浦村を廃し、その区域を宇和島市に編入。 北宇和郡好藤村、愛治村、三島村、泉村及び近永町を廃し、その区域をもって広見町を設置。 西宇和郡神松名村及び三崎村を廃し、その区域をもって三崎町を設置。 新居郡泉川町、中萩町、船木村及び大生院村を廃し、その区域を新居浜市に編入。 越智郡菊間町及び亀岡村を廃し、その区域をもって菊間町を設置。 北宇和郡吉野生村及び松丸町を廃し、その区域をもって松野町を設置。 越智郡大井村及び小西村を廃し、その区域をもって大西町を設置。
30. 4.25	10	39	55	104	周桑郡石鎚村、石根村及び小松町を廃し、その区域をもって小松町を設置。 温泉郡三内村及び川上村を廃し、その区域をもって川内村を設置。 周桑郡丹原町及び徳田村を廃し、その区域をもって丹原町を設置。
30. 5. 1	10	39	51	100	温泉郡湯山村、伊台村、五明村及び久米村を廃し、その区域を松山市に編入。
30. 7.20	10	39	50	99	周桑郡中川村及び桜樹村を廃し、その区域をもって中川村を設置。
31. 3.31	10	39	49	98	越智郡上朝倉村及び下朝倉村を廃し、その区域をもって朝倉村を設置。
31. 6. 1	10	40	47	97	西宇和郡三机村及び四ツ浜村を廃し、その区域をもって瀬戸町を設置。
31. 9. 1	10	42	41	93	温泉郡北吉井村、南吉井村及び拜志村を廃し、その区域をもって重信町を設置。 周桑郡丹原町、田野村及び中川村を廃し、丹原町、田野村の区域及び中川村の区域の内大字滑川、大字明河字九騎及び大字明河字海上を除いた区域をもって丹原町を設置。 温泉郡川内村を川内町とする。

年月日	市	町	村	計	備 考
31. 9.21	10	41	41	92	南宇和郡城辺町及び東外海町を廃し、その区域をもって城辺町を設置。
31. 9.23	10	41	40	91	越智郡大三島町及び岡山村を廃し、その区域をもって大三島町を設置。
31. 9.28	10	41	38	89	新居郡加茂村及び大保木村を廃し、その区域並びに新居浜市の区域のうち、新居浜市大生院2,157番地から2,460番地まで及び4,802番地から7,662番地までの区域を西条市に編入。
31. 9.30	10	41	36	87	温泉郡荏原村及び坂本村を廃し、その区域をもって久谷村を設置。 南宇和郡御荘町及び南内海村を廃し、その区域をもって御荘町を設置。
32. 1. 1	10	41	35	86	北宇和郡来村を廃し、その区域を宇和島市に編入。
33. 1. 1	10	42	33	85	東宇和郡豊海村及び高山村を廃し、その区域をもって明浜町を設置。
33. 4. 1	10	42	29	81	北宇和郡下波村、蔭淵村、戸島村、日振島村及び遊子村を廃し、その区域をもって宇和海村を設置。
33.11. 1	11	41	29	81	温泉郡北条町を北条市とする。
34. 3.31	11	41	27	79	上浮穴郡久万町、川瀬村及び父二峰村を廃し、その区域と美川村大字七鳥5番耕地の区域をもって久万町を設置。 温泉郡中島町及び神和村を廃し、その区域をもって中島町を設置。
34. 4. 1	11	41	26	78	新居郡角野町を廃し、その区域を新居浜市に編入。 東宇和郡黒瀬川村を城川村に名称変更し、城川町とする。
34. 4.10	11	41	25	77	温泉郡浮穴村を廃し、その区域を松山市に編入。
34.11. 3	11	42	24	77	喜多郡肱川村を肱川町とする。
35. 3. 1	11	43	23	77	越智郡 ^{ほがた} 波方村を ^{なみかた} 波方村に名称変更し、波方町とする。
35. 3.31	11	43	22	76	温泉郡睦野村を廃し、その区域を温泉郡中島町に編入。
36.12.15	11	43	21	75	温泉郡小野村を廃し、その区域を松山市に編入。
37. 1. 1	11	44	20	75	南宇和郡一本松村を一本松町とする。
37. 4. 1	11	45	18	74	越智郡玉川村を玉川町とする。 温泉郡石井村を廃し、その区域を松山市に編入。
38. 3.31	11	45	17	73	温泉郡西中島村を廃し、その区域を温泉郡中島町に編入。
39. 4. 1	11	46	16	73	越智郡上浦村を上浦町とする。
43.10.25	11	46	15	72	温泉郡久谷村を廃し、その区域を松山市に編入。
46. 1. 1	11	45	15	71	周桑郡壬生川町及び三芳町を廃し、その区域をもって東予町を設置。
47.10. 1	12	44	15	71	東予町を東予市に昇格。
49. 4. 1	12	44	14	70	北宇和郡宇和海村を廃し、その区域を宇和島市に編入。
平					
15. 4. 1	12	44	13	69	宇摩郡別子山村を廃し、その区域を新居浜市に編入。
16. 4. 1	11	43	12	66	川之江市・伊予三島市・新宮村・土居町を廃し、四国中央市を設置。
	12	38	12	62	明浜町・宇和町・野村町・城川町・三瓶町を廃し、西予市を設置。
16. 8. 1	12	38	9	59	久万町・面河村・美川村・柳谷村を廃し、久万高原町を設置。
16. 9.21	13	36	9	58	重信町・川内町を廃し、東温市を設置。
16.10. 1	13	36	6	55	魚島村・弓削町・生名村・岩城村を廃し、上島町を設置。
	13	33	5	51	内海村・御荘町・城辺町・一本松町・西海町を廃し、愛南町を設置。
16.11. 1	12	31	5	48	西条市・東予市・小松町・丹原町を廃し、西条市を設置。
17. 1. 1	11	30	5	46	北条市・中島町を廃し、その区域を松山市に編入。
	11	30	4	45	砥部町・広田村を廃し、砥部町を設置。
	11	28	4	43	内子町・五十崎町・小田町を廃し、内子町を設置。
	11	28	3	42	広見町・日吉村を廃し、鬼北町を設置。
17. 1.11	11	26	2	39	大洲市・長浜町・肱川町・河辺村を廃し、大洲市を設置。
17. 1.16	11	17		28	今治市・朝倉村・玉川町・波方町・大西町・菊間町・吉海町・宮窪町・伯方町 上浦町・大三島町・関前村を廃し、今治市を設置。
17. 3.28	11	16		27	八幡浜市・保内町を廃し、八幡浜市を設置。

年月日	市	町	村	計	備 考
17. 4. 1	11	14		25	伊予市・中山町・双海町を廃し、伊予市を設置。
	11	12		23	伊方町・瀬戸町・三崎町を廃し、伊方町を設置。
17. 8. 1	11	9		20	宇和島市・吉田町・三間町・津島町を廃し、宇和島市を設置。